

学校で予防すべき感染症と出席停止について

広島県立佐伯高等学校長

学校で予防すべき疾病については「学校感染症」として次のように定められており、学校保健安全法第 19 条の規定により、出席停止の措置をとることができます。出席停止の期間は、医師の指示に従って十分に静養するとともに、感染予防のため友人等との接触を避けてください。

なお、病状が回復し、登校できるようになりましたら、医師の診察を受け、学校感染症治癒証明書を作成してもらい、担任を通じて学校へ提出してください。

*学校感染症治癒証明書については、病院規定の用紙を提出していただくことも可能です。

感染症の種類	病 名	出 席 停 止 の 期 間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、急性灰白髄炎 (ポリオ)、中東呼吸器症候群 (MERS)、鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	

(切り取り線)

学校感染症治癒証明書

広島県立佐伯高等学校長 様

年 氏名

病 名

停止期間 平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()

上記の理由で加療していましたが、感染症の予防上、支障がないと証明します。

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印